

2016. 10. 4 国際委員会  
2016. 11. 05 常務理事会  
2017. 3. 11 理事会

## 大学行政管理学会「国際連携・協力に関わる基本方針」の策定について

21 世紀に入り、大学におけるグローバル化が急速に進展し、学生のモビリティも劇的な高まりを見せ、2000 年には全世界で 200 万人だった留学生が 2012 年には倍の 400 万人を超えたといわれている (UNESCO データ)。この傾向は全世界的なものであり、今後益々、国境を越えた大学間の連携・協力が広範囲化・深化していくものと思われる。日本政府も「SGU(スーパーグローバル大学創成支援)」、「トビタテ留学 JAPAN」、その他研究支援施策においてグローバル化への対応政策を次々に打ち出している。大学行政管理学会を取り巻く環境も同様にグローバル化しており、それに応じた変化が求められる。一方、グローバル化への対応の実態は、会員の所属大学によって様々であり、学問分野によっても異なる。そこで、国際連携・協力にかかわる大学行政管理学会としての一定の基本方針を定めて大まかな方向性を示し、もって会員のグローバル化対応を支援することとしたい。

現在まで大学行政管理学会においてこのような趣旨での「国際連携・協力に関わる基本方針」が定められてこなかった背景には、会員の所属大学や会員個人の「グローバル化」のイメージ、あるいはその到達点のイメージがそれぞれ異なっていたことによるものと推察される。グローバル化をはるか遠くの出来事であるにとらえている大学は、今日においても少なくないかもしれない。他方、すでに全世界的な大学間競争に参入して苦戦している大学もすでに多数あるであろう。言葉として国際化・グローバル化をうたうことは、ほぼすべての大学が行っているが、その実態には様々な位相があると思われる。

大学行政管理学会として、これからも引き続き増加するであろう海外の各種機関との連携・協力関係の構築は、前述したような様々な状況下にある会員の实態をふまえたものでなければならない。その点を考慮し、基本方針はできるだけ汎用性のある、基本的な 6 原則として、下記のとおり定めることとしたい。

### 記

#### **基本原則 1. 対等の原則**

大学行政管理学会はボランティアな大学関係者の学会である。組織の中においても対外関係においてもそれぞれが対等な関係を尊重しなければならない。特に国際的な関係においてはそれらに基づいた互惠関係を構築するものとする。

## **基本原則 2. 尊敬と信頼の原則**

尊敬も信頼も一方通行なものではなく、相互に尊敬しあい、信頼しあえる関係性を築けることが国際連携・協力においては大切である。それぞれの文化背景によって、物事の進め方も違う。それをお互いに認め合い、互いの価値観を押し付けないこととする。

## **基本原則 3. 実体のある関係の原則**

大学行政管理学会は実務者の団体であることに鑑み、連携・協力関係は必ず交流の実体があるものとする。形式上や名義上の連携・協力関係は避けるとともに、形骸化した関係は常にスクラップアンドビルドを心がけることとする。

## **基本原則 4. 会員全体への裨益の原則**

その関係による恩恵が大学行政管理学会の会員全体に裨益するものを厳選して関係を構築することとし、その恩恵が一部の会員や非会員にとどまるものには原則取り組まないこととする。

## **基本原則 5. 支援の原則**

経済の発展段階などの諸事情により国によって高等教育の状況は大きく違い、大学行政管理学会が支援を求められることもある。互恵的な関係を原則としつつ、短期的には必要に応じた支援を行い、もって長期的な観点から互恵関係を実現することも考慮するものとする。

## **基本原則 6. 経費負担の明確・明示化の原則**

互恵関係から費用負担については相互主義を原則としつつ、プロジェクトなどを行う際には必ず経費負担についてできるだけ早く明示し、相互で確認することとする。それにより、それぞれ異なる文化的背景や慣習をもつ組織の間でのトラブルを避ける。もし確認できない場合は、そのプロジェクト等の実施を見直すこととする。

以上